



大切な緑を火災から
守りましょう。

山火事防止普及啓発マップ

岩手県山火事防止対策推進協議会

- ひとたび山火事が発生すると、長い時間をかけて育った森林が一瞬で失われます。
- 山火事の多くは、ちょっとした火の取扱いの不注意が原因で発生しています。
- このマップを参考に、少しでも山火事の発生を減らすよう、一人ひとりの山火事防止意識を高めていきましょう。

◎令和7年に山火事が発生した市町村

発生件数：27件（前年比6件減）

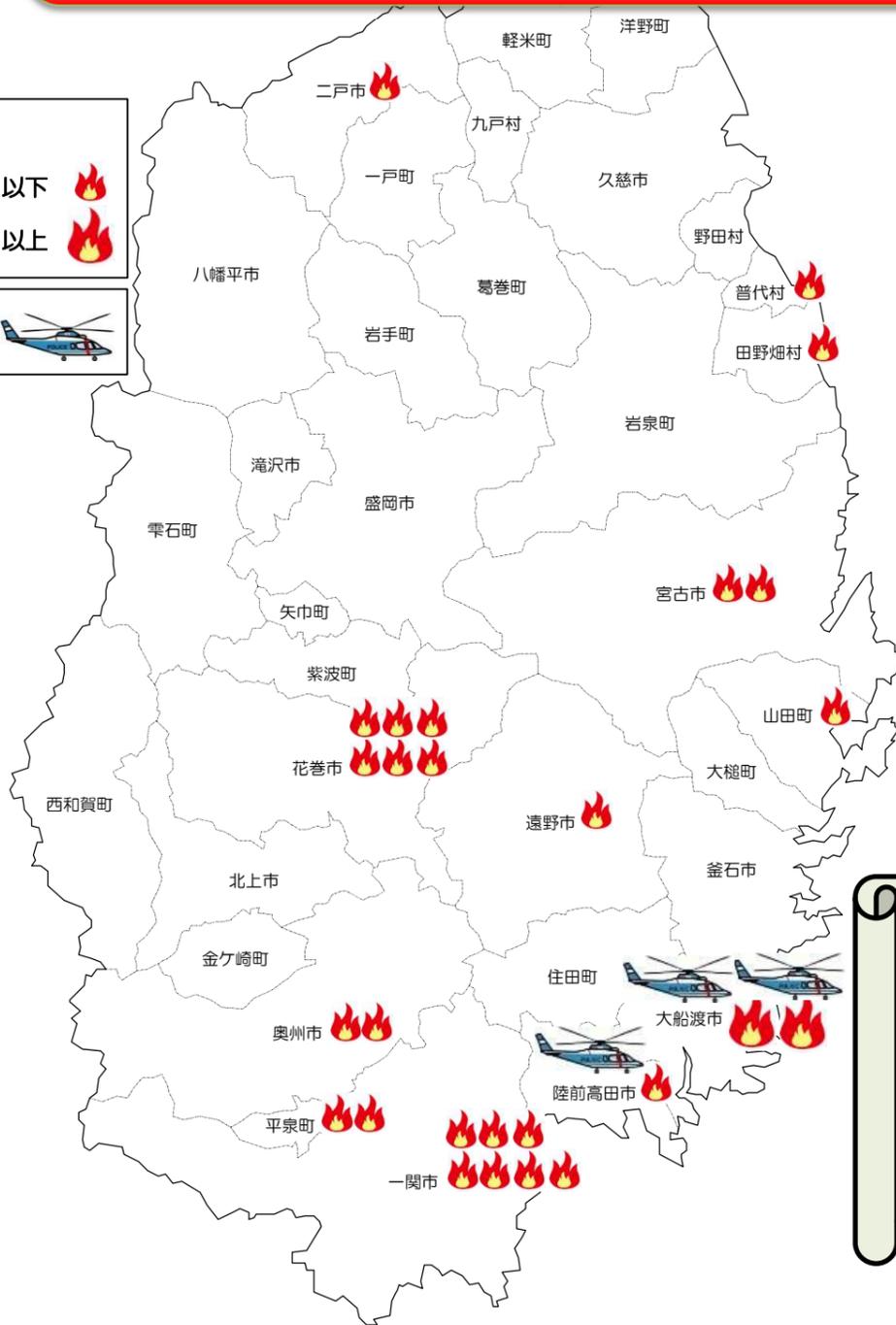
被害面積：3,702.21ha(前年比3,502.56ha 増)

林野火災

100ha以下

100ha以上

ヘリ消火



◎令和7年まで、3年以上連続して山火事が発生していない市町村

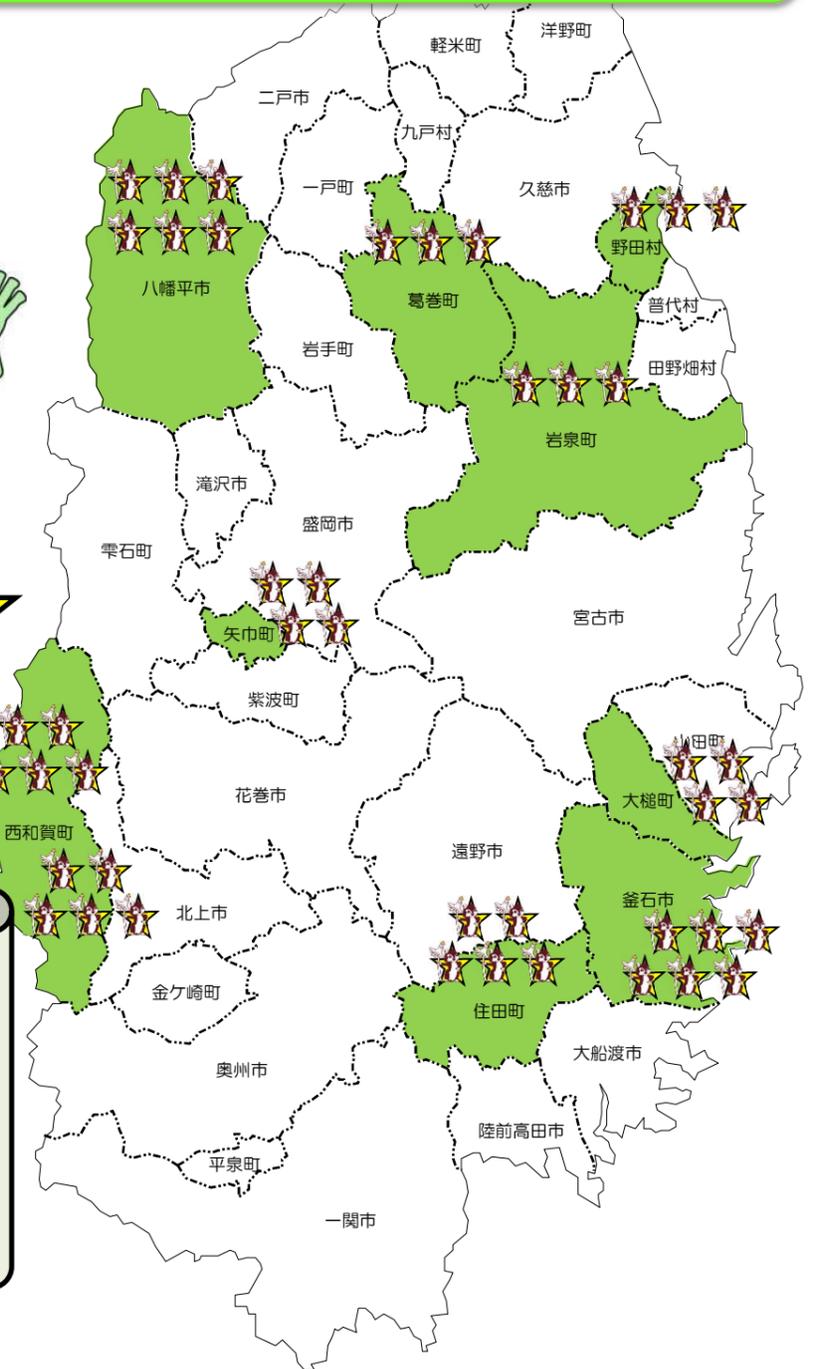
リスの数は、山火事が発生して
いない年数だよ。

ボクの数が増えるよう、
山火事防止3原則を守ろう



山火事防止3原則

- ① 強風、乾燥時は野外で火を使わない
- ② 森林の近くで野焼き(たき火)をしない
- ③ たばこの吸殻は投げ捨てない



野外での火の取扱いに注意!!

～ 山火事を起こすも防ぐも 私たち ～

- 令和7年は27件の山火事が発生し、約6割が2～5月に集中していました。
- 令和7年は野焼き等人為的な原因による山火事が約7割を占めていました。
- 林野火災警報・注意報の発令状況をチェックし、野外での火の取扱いに十分注意しましょう。



▲林野火災警報・注意報の発令状況はこちら▲

【火入れ】

森林又はその周囲1kmの範囲内で立木竹、雑草、堆積物等を面的に焼却する行為で、**市町村長の許可が必要!**

火入れ許可の対象(森林法第21条)。

- ◆造林のための地ごしらえ、開墾準備・害虫駆除・焼畑・牧草の改良のため

【野焼き】

枯れ草や廃棄物を焼却する行為で、**原則禁止!**
(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条の2)

例外として

- ◆農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる焼却
 - ◆たき火、その他日常生活を営む上で通常行われる焼却で軽微なもの
- 市町村等の条例により、行為前消防署への「火災とまぎらわしい発煙の届け出」が必要**

◎令和7年に山火事が発生した市町村

発生件数：27件(前年比6件減)

被害面積：3,702.21ha(前年比3,502.56ha増)

林野火災
100ha以下 🔥
100ha以上 🔥🔥
ヘリ消火 🚁



写真提供：岩手県防災航空隊

令和7年2月に大船渡市で発生した山火事



林野火災警報発令時は火入れも野焼きも禁止! (違反した場合30万円以下の罰金または拘留 消防法第22条及び44条)